



# 日本 HP-PC リユースプログラム

## サービス仕様書

2023年5月25日



株式会社日本 HP (以下「日本 HP」といいます) は、以下の定めに基づき PC リユースプログラムを提供します。

### 1. プログラムの概要

PC リユースプログラムは、不要になった PC の再利用(リユース)を促進することで、炭素排出量ネットゼロの完全再生型経済の実現することを目的とし、HP の法人向け PC にお買い替えの際、お客様がこれまでお使いになった PC を日本 HP が買取り、修理・再生後に途上国で再利用するサービスです。

#### プログラム提供フロー

- 1) 申込：売却依頼書に必要事項をご記入の上、日本 HP PC リユースプログラム担当宛てにお送り下さい。
- 2) 見積：お見積りをお送りします。製品の回収及びデータ消去に係る費用は日本 HP が負担します。



- 3) 請書：今回のご契約内容、お取引内容に間違いがないかをご確認下さい。
- 4) 回収：お客様と回収予定を調整し、日本 HP が契約する物流業者が回収に伺います。
- 5) 検収：受領完了後、日本 HP は、お申込みいただいた製品であることを確認し、検収を行います。
- 6) CO2 排出削減：HP 製 PC を回収した場合は CO2 排出削減量を記載した CO2 排出削減証明書をお送りします。
- 7) 支払：検収完了後、お客様の指定した支払条件に沿ってお支払いします。
- 8) データ消去：ソフトウェアにより PC のデータ消去を実施完了後、データ消去作業完了証明書をお送りします。
- 9) リユースの実施：海外の工場での修理・再生後、途上国でリユースを実施します。

## 2. 対象者

企業、官公庁、医療、学校などの法人のお客様が対象です。

## 3. 対象製品

メーカーや構成を問わず、お客様が現在所有し、お使いの法人向け及び教育向け Windows PC(デスクトップ・ノートブック・ワークステーション)と Chromebook が対象です。教育向け Windows PC は、教育向け OS がインストールされているものとします。

- 1) キーボード・マウス及び電源ケーブルなど PC の動作に必要な付属品も含めた回収が必要となります。
- 2) 模造品、盗品又は不正な製品は本サービスの対象ではありません。
- 3) お客様に所有権のないリース品、レンタル品はお客様が契約するリース会社様、レンタル会社様に本プログラム適用の可否をお問合せ下さい。

## 4. 危険負担

製品に生じた滅失、破損、製品内のデータ消失、その他の一切の損害は、回収（お客様から日本 HP が手配した物流業者に PC の引渡が完了した時点）より前はおお客様の負担とし、回収以降は日本 HP の負担とします。

また、日本 HP は、回収より前においては PC 内のデータを保護する義務を負わず、また回収以降は製品内のデータを返却または回復する義務を負わないものとします。



## 5. 所有権の移転

対象 PC の検収作業は、日本 HP または日本 HP が業務委託する事業者の施設で実施され、対象 PC の所有権は検収の完了によりお客様から移転するものとします。

## 6. データ消去

ソフトウェアによるデータ消去を実施します。

再生後に途上国でご利用いただくため、磁気消去や穴あけ、粉碎など物理破壊は行いません。またデータ消去作業は日本 HP または日本 HP が業務委託する事業者の施設にて実施します。

## 7. 価格の確定

本プログラムはメーカーや構成を問わず、お客様が現在ご使用中の PC を対象とし、一律で価格を確定します。

この価格は、対象製品の買取金額とデータ消去、回収費用及び証明書作成の合計金額です。

- 1) 請書発行日から 5 営業日以内にお客様からご連絡がない場合、お客様は HP の提示した価格や本プログラムの条件に合意したものとみなします。
- 2) 検収によりお申し込んだ製品や台数に差異が確認された場合、また回収場所に変更が生じた場合、お支払い金額が変更される場合があります。
- 3) お申込後にキャンセルされた場合、日本 HP が実施済みの作業（回収、データ消去、報告書作成）費用およびお客様へ製品を返却するための配送費用は、お客様の負担とします。

## 8. 再委託

日本 HP は本プログラム又は本プログラムに係る業務を外部に再委託する権利を有します。

この場合、日本 HP は当該再委託先に対して、本プログラムを実施する上で必要な施設や設備の維持、機密保持義務を負わせるものとします。

## 9. お客様の責任

- 1) 売却依頼書に必要事項を正確にご記入下さい。
- 2) データのバックアップと復元はお客様の責任で実施下さい。
- 3) 製品の配線の取り外し及び梱包はお客様にてご対応下さい。
- 4) 回収を待つ PC は、必ず安全な場所に保管して下さい。
- 5) 回収に伺った際、対象製品以外の引渡は行わないで下さい。
- 6) 回収前にお客様先で作業や検査などを行う場合、施設内への立ち入り、作業場所の確保などご協力をお願いします。



- 7) BIOS パスワード又はその他の方法によるロックを解除した上で対象製品の引渡をお願いします。

## 10. 損害賠償

日本 HP がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、日本 HP の責に帰すべき事由によりお客様が現実に被った直接かつ通常の損害に限られ、本プログラムで対象製品に対して日本 HP が請書により提示した金額を上限とします。

なお、日本 HP は、逸失利益、データの喪失又は稼働停止等による損害及び予見の可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。

## 11. その他

- 1) 日本 HP は回収する対象製品について、受領する前に検品、検査、分析又は試験を行う権利を有します。
- 2) 日本 HP は回収時、もしくは回収後、請書に記載されていない製品が含まれていた場合、該当製品の受領を拒否する権利を有します。
- 3) 日本 HP はいかなる場合も廃棄物の収集運搬及び処分作業を請け負わないものとします。
- 4) 日本 HP は不可抗力事由により生じた履行の遅延又は不履行につき責任を負いません。
- 5) 日本 HP はお客様の個人番号を含む電子データを取り扱いません。
- 6) 本プログラムは日本法を準拠法とします。本プログラムにより生ずる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。